

岩手県告示第160号

牧野法（昭和25年法律第194号）第3条第6項において準用する同条第5項の規定により、盛岡市牧野管理規程を変更した旨届出があった。

なお、牧野の所在、地番及び地目並びに変更の届出の受理の年月日は、次のとおりである。

令和3年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 牧野の所在及び地番 宮古市区界第1地割67番地並びに盛岡市玉山字大平1番地10及び字姫神岳国有林内並びに玉山馬場字前田33番地157
- 2 牧野の地目 山林又は牧場
- 3 変更の届出の受理の年月日 令和3年3月1日